

令和5年9月19日提出

給与等状況報告書

鳥 取 県

目 次

(1) 智頭急行株式会社 給与等状況報告書	1
(2) 公益財団法人 とっとりコンベンションビューロー 給与等状況報告書	6
(3) 公益財団法人 鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書	11
(4) 一般財団法人 因幡街道ふるさと振興財団 給与等状況報告書	17
(5) 公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター 給与等状況報告書	21
(6) 公益財団法人 鳥取県文化振興財団 給与等状況報告書	26
(7) 公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館 給与等状況報告書	33
(8) 公益財団法人 鳥取県スポーツ協会 給与等状況報告書	38
(9) 公益財団法人 鳥取県教育文化財団 給与等状況報告書	44
(10) 公益財団法人 鳥取県臓器・アイバンク 給与等状況報告書	49
(11) 公立大学法人 公立鳥取環境大学 給与等状況報告書	53
(12) 公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター 給与等状況報告書	60
(13) 公益財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社 給与等状況報告書	64
(14) 公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団 給与等状況報告書	69
(15) 公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会 給与等状況報告書	74
(16) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター 給与等状況報告書	80
(17) 鳥取県住宅供給公社 給与等状況報告書	85
(18) 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター 給与等状況報告書	90
(19) 公益財団法人 鳥取県産業振興機構 給与等状況報告書	96
(20) 公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構 給与等状況報告書	101
(21) 公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構 給与等状況報告書	106
(22) 一般財団法人 鳥取県野菜価格安定基金協会 給与等状況報告書	111
(23) 一般社団法人 鳥取県果実生産出荷安定基金協会 給与等状況報告書	114
(24) 公益財団法人 鳥取県畜産振興協会 給与等状況報告書	115
(25) 公益社団法人 鳥取県畜産推進機構 給与等状況報告書	120
(26) 公益財団法人 鳥取県造林公社 給与等状況報告書	125
(27) 公益財団法人 鳥取県林業担い手育成財団 給与等状況報告書	130

(28) 公益財団法人 鳥取県栽培漁業協会 給与等状況報告書	135
(29) 公益財団法人 鳥取県魚の豊かな川づくり基金 給与等状況報告書	140
(30) 鳥取県土地開発公社 給与等状況報告書	143
(31) 公益財団法人 鳥取県暴力追放センター 給与等状況報告書	147

(報告内容)

- 1 職員給与費の状況（令和4年度）
- 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）
- 3 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）
- 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）
- 5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）
 - ・ 期末手当・勤勉手当
 - ・ 退職手当
 - ・ 時間外勤務手当
 - ・ 管理職手当
 - ・ 扶養手当
 - ・ 住居手当
 - ・ 通勤手当
 - ・ その他
- 6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）
- 7 給与制度の変更

(留意事項)

個人情報保護のため、対象者2名以下の場合には、個人が特定できない情報のみ記載しています。

(1) 智頭急行株式会社 給与等状況報告書

1 従業員給与の状況 (令和4年度)

従業員数	給 与 費			
	給 料	従業員手当	期末・勤勉手当	計
79 人	249,057 千円	56,580 千円	86,718 千円	392,355 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 従業員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
260,769 円	324,611 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 従業員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考	
一般職	大学卒	185,200 円	鳥取県職員より4号級下位
	高校卒	154,600 円	鳥取県職員より4号級下位

4 従業員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	- 円	- 円	297,500 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 従業員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	0.85 月分	12月期	1.20 月分	0.85 月分	計	2.40 月分	1.70 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.20 月分	0.85 月分										
	12月期	1.20 月分	0.85 月分										
計	2.40 月分	1.70 月分											
[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給従業員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">86,718,441 円</td> <td style="text-align: center;">79 人</td> <td style="text-align: center;">1,097,702 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給額	86,718,441 円	79 人	1,097,702 円							
支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給額											
86,718,441 円	79 人	1,097,702 円											
退職手当	[退職金] <p>退職時の基本給月額に勤続期間に応じた支給率を乗じて得た金額を支給する。ただし、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部の中小企業退職金共済（中退共）を利用して掛け金を積み立てており、中退共の規定に基づく支給額が大きければ、中退共から支給を受ける。</p>												
	[令和4年度実績] 支給実績なし												
時間外勤務手当	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給従業員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18,401,992 円</td> <td style="text-align: center;">67 人</td> <td style="text-align: center;">274,657 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給年額	18,401,992 円	67 人	274,657 円						
支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給年額											
18,401,992 円	67 人	274,657 円											

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
役職手当	一定の管理または監督の地位にある従業員	職名に応じて定額を支給			
		部長	50,000 円		
		次長	40,000 円		
		課長	35,000 円		
		〔令和4年度実績〕			
	支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額		
	2,100,000 円	5 人	35,000 円		
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する従業員	ア 配偶者		6,500 円	
		イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		10,000 円	
		ウ 配偶者及び子以外の扶養親族		6,500 円	
		ウの3人目以降		1人につき 3,000 円	
		16～22歳までの子		1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額	
		10,527,963 円	40 人	21,933 円	
住宅手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている従業員	借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高 30,000 円まで支給	
		〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額	
		5,295,675 円	19 人	23,227 円	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
特殊勤務手当	専ら運転業務若しくは車掌業務に従事する者又は運転士若しくは車掌以外の従業員が運転若しくは車掌業務に従事した場合	職名に応じて定額を支給 運転士 20,000 円 車掌 5,000 円 〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり 平均支給月額
		6,047,750 円	30 人	16,799 円
		職種に応じて乗務日数に日額を乗じて支給 運転手当 1,000円/日 車掌手当 250円/日 〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給額 771 円		
管理職社員 特別勤務手当	災害等の対応のため正規の労働時間以外の公休日等又は深夜に勤務した管理職社員	公休日等出勤の場合 部長 10,000 円 次長・課長 8,000 円 公休日等以外の日の午前0時から午後5時に勤務した場合 部長 5,000 円 次長・課長 4,000 円 〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり 平均支給月額
		132,000 円	3 人	3,667 円
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している従業員	ア 交通機関等利用者	交通機関等が発行している最長期間の定期券の額をその期間にて除した額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,000 円から 31,600 円の範囲内で支給	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり 平均支給月額
	15,211,399 円	73 人	17,365 円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
常勤役員（2名）	1,808,000 円	なし	基本額の15%自主削減（1名）
非常勤役員	0 円		
非常勤監査役	0 円		

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
21,696,000 円	2 人	904,000 円

②非常勤役員

支給実績なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変更内容	変 更 理 由
給料表（給料月額）	鳥取県の改正後の給料表に準じた改正	県の制度に準じた改正

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	大学卒 185,200円 高校卒 154,600円	大学卒 171,700円 高校卒 150,600円	県の制度に準じた改正
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	満22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間 にある子 月額10,000円	満22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間 にある子 月額9,200円	県の制度に準じた改正
	—	配偶者のない社員の子の うち1人 月額10,000円	県の制度に準じるため廃止

(2) 適用日

令和5年4月1日

(2) 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
23 人	74,825 千円	9,378 千円	25,683 千円	109,886 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
282,310 円	320,641 円	45 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		
任期付一般職	大学卒		
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	209,300 円	— 円	285,600 円	
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.200 月分	0.835 月分
	12月期	1.200 月分	0.835 月分
	計	2.400 月分	1.670 月分
（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される 支給割合を記載しています。			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和4年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給年額
25,682,739 円		23 人	1,116,641 円
退職手当	〔支給率〕		
	退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業 本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額 は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められ た額とする。		
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無		
〔令和4年度実績〕			
1人当たりの平均支給額		1,524,372円	
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	2,060,182 円	18 人	114,455 円

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長	55,000 円		
		事務局次長、館長	45,000 円		
		副館長	40,000 円		
		課長	35,000 円		
		専任課長	30,000 円		
		〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		3,360,000 円	7 人	40,000 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円		
		イ 子	10,000 円		
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算		
		〔令和4年度実績〕			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			1,640,000 円	9 人	15,185 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給		
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額		
		〔令和4年度実績〕			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			744,000 円	3 人	20,667 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	(パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		[令和4年度実績]	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	1,466,400 円	21 人	5,819 円
特殊勤務手当	緊急事案発生時の通報等への対応業務に従事する職員	正規の勤務時間外に公用携帯電話の所持により緊急事案発生時の通報等への対応業務に従事した場合は、1月当たり 3,000円を支給	
		[令和4年度実績]	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	108,000 円	3 人	3,000 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
常勤役員1号俸	275,000円	なし	理事長が理事会の承認を得て決定
常勤役員2号俸	325,000円		
常勤役員3号俸	375,000円		
常勤役員4号俸	425,000円		
職員を兼ねる 常勤役員1号俸	65,000円		職員としての給与は給与規程により支給
職員を兼ねる 常勤役員2号俸	75,000円		
非常勤理事長	100,000円		100,000円を上限に理事長が理事会の承認を得て決定
非常勤役員・評議員	1回につき9,200円		
非常勤役員（監事）	会計監査1回につき30,000円		

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,500,000円	1人	375,000円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,432,400円	11人	10,852円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
職員給料表	1級 1～48号給 150,100円～218,200円	1～48号給 140,100円～210,200円	初任者層の給料水準の引き上げのため
	2級 1～40号給 198,500円～254,700円	1～40号給 190,200円～250,000円	
勤勉手当	6月 0.835月分 12月 0.835月分	6月 0.760月分 12月 0.910月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和5年4月1日（給料表、勤勉手当）

令和4年4月1日（扶養手当）

(3) 公益財団法人鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	18,908 千円	3,991 千円	7,487 千円	30,386 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
192,080 円	286,512 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
国際交流推進員職	大学卒	179,700 円
	高校卒	152,000 円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
国際交流推進員職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （事務局長、事務局次長、総括マネージャーは県の規定に準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.215 月分 (1.200)	0.770 月分 (0.850)
	12月期	1.215 月分 (1.200)	0.770 月分 (0.850)
	計	2.430 月分 (2.400)	1.540 月分 (1.700)
（注）（ ）内の数値は、事務局長、事務局次長、総括マネージャーの支給割合 事務局長、総括マネージャーは勤勉手当のみの支給			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和4年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人あたり平均支給額
7,486,780 円		10 人	748,678 円
退職手当 （県の規定に準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無			
〔令和4年度実績〕			
支給実績なし			
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給年額
	1,928,000 円	10 人	192,800 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	職務の級に応じて定額を支給 〔令和4年度実績〕 支給実績なし	
扶養手当	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	制度なし	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者 イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給 借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 24,000 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。） （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 （1月当たり 3,000 円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		[令和4年度実績]	
		支給総額	支給職員数
	1,774,760 円	8 人	18,487 円
管理職員 特別勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時又は緊急の業務で週休日に勤務した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給 [令和4年度実績] 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	
副理事長	無報酬 円	なし	
常務理事	286,400 円	6月期 2.050 月分 12月期 2.050 月分	
非常勤評議員	出席を依頼する会 議1回につき日額 3,000円	なし	
非常勤理事			
非常勤監事			

※評議員に対して各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

※理事及び監事に対して、評議員会において別に定める額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,469,132 円	1 人	372,428 円

②非常勤役員(理事長)

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,200,000 円	1 人	100,000 円

③非常勤役員(理事・監事、評議員)

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
96,000 円	32 人	250 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分		変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
勤勉手当 (事務局長、事務局次長、総括マネージャー)		6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
給料表	グループリーダー	県給料表 3 級 1 号	県給料表 3 級 1 号 に0.95を乗じた額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職責に応じた給与体系へ見直しを行ったもの ・ 令和3～5年度にかけて見直し(経過措置3年目)
	事務局次長	県給料表 4 級 1 号	県給料表 4 級 1 号 に0.95を乗じた額	
役員報酬等 (常務理事)		報酬月額 286,400円	報酬月額 285,610円	鳥取県退職者の再雇用にかかるガイドラインを踏まえ、鳥取県の定年前再任用短時間勤務職員の報酬水準に合わせた改正

(2) 適用日 令和5年4月1日

(4) 一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	4,068 千円	224 千円	1,109 千円	5,401 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
168,300 円	177,650 円	46 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、代表理事が決定する。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
<p>期末手当 勤勉手当</p>	<p>[支給割合]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">－ 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.95 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">0.95 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p> <p>[令和4年度実績] 1人当たり平均支給額 262,833 円</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	－ 月分	12月期	1.20 月分	0.95 月分	計	2.40 月分	0.95 月分
区 分	期末手当	勤勉手当											
6月期	1.20 月分	－ 月分											
12月期	1.20 月分	0.95 月分											
計	2.40 月分	0.95 月分											
<p>退職手当</p>	<p>[支給率]</p> <p>退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額との掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>（その他の加算措置） 無</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>												
<p>時間外勤務手当</p>	<p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>												

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	管理職手当 18,200 円 [令和4年度実績] 支給実績なし	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,000 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算
		[令和4年度実績] 支給実績なし	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、通用期間1か月の定期券の額 ② ①の区間以外の交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,000 円から 24,500 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額	18,700 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）
制度なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.20月分 12月 勤勉 0.95月分	6月 期末 1.00月分 12月 勤勉 1.00月分	智頭町の制度に準じた改正

(2) 適用日 令和5年6月10日

(5) 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
5 人	18,641 千円	3,710 千円	6,188 千円	28,539 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
310,680 円	372,517 円	49 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	180,300 円 行政職給料表1級23号級(県職員より6号下位)
	高校卒	— 円 制度なし

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)
	12月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)
	計	2.40 月分 (2.40)	1.70 月分 (1.70)
	（注）（ ）内の数値は、県からの再任用職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	6,187,902 円	5 人	1,237,580 円
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 〔令和4年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	571,042 円	4 人	142,761 円

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	<p>一般職 66,500 円</p> <p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 66,500 円</p>
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	<p>ア 配偶者、子以外の扶養親族</p> <p>6,500 円</p>
		<p>ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。</p> <p>8級：3,500円 9級：支給しない</p>
		<p>イ 子</p> <p>10,000 円</p>
		<p>15歳に達する日以後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子</p> <p>1人につき 5,000 円を加算</p>
		<p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 25,300 円</p>
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	<p>ア 借家・借間居住者</p> <p>家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給</p>
		<p>イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者</p> <p>借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額</p>
		<p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 27,000 円</p>

区分	内 容						
	対象職員	支 給 月 額					
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>				
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給				
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）				
		エ 駐車料金を負担している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として勤務地の敷地等を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると理事長が認める勤務地に勤務する職員に支給 (1月当たり 1,000 円を上限とする。) 《指定勤務地》 <table border="1" data-bbox="970 1061 1401 1267"> <thead> <tr> <th>勤務地</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部とっとり創生支援センター (とっとり県民活動活性化センター西部支部)</td> <td>米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所内</td> </tr> </tbody> </table> (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。)	勤務地	所在地	西部とっとり創生支援センター (とっとり県民活動活性化センター西部支部)	米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所内
		勤務地	所在地				
		西部とっとり創生支援センター (とっとり県民活動活性化センター西部支部)	米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所内				
	オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給					
〔令和4年度実績〕							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額					
915,600 円	5 人	15,260 円					

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	100,000 円		月額報酬とは別に、特別の任務の報酬あり
常務理事	286,400 円	6月期 1.20月分 12月期 1.20月分	兼事務局長（県からの再雇用職員）
非常勤理事	20,000 円		理事会等の出席1回当たりの金額
非常勤監事	20,000 円		理事会等の出席及び監査1回当たりの金額

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,677,260 円	1 人	473,105 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
2,282,000 円	11 人	17,288 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正	
区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	180,300円	177,000円	給料表の改正に伴う変更
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.200月分 (1.200) 勤勉 0.850月分 (0.850) 12月 期末 1.200月分 (1.200) 勤勉 0.850月分 (0.850) ※（ ）内の数値は、再雇用職員の支給割合	6月 期末 1.200月分 (0.655) 勤勉 0.760月分 (0.395) 12月 期末 1.200月分 (0.655) 勤勉 0.760月分 (0.395) ※（ ）内の数値は、再雇用職員の支給割合	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日 令和4年4月1日

(6) 公益財団法人鳥取県文化振興財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
42 人	120,598 千円	21,723 千円	33,451 千円	175,772 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
260,380 円	293,426 円	46 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	— 円	— 円	256,800 円	321,400 円	
	高校卒	— 円	— 円	267,700 円	289,000 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分

内 訳

期末手当
勤勉手当

○常勤職員（プロパー）

〔支給割合〕

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.07 月分	0.58 月分
12月期	1.16 月分	0.54 月分
計	2.23 月分	1.12 月分

○常勤職員（県OB）

〔支給割合〕

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	0.655 (1.070) 月分	0.395 (0.580) 月分
12月期	0.655 (1.160) 月分	0.395 (0.540) 月分
計	1.310 (2.230) 月分	0.790 (1.120) 月分

○常勤職員（財団OB）

〔支給割合〕

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.07 月分	0.58 月分
12月期	1.16 月分	0.54 月分
計	2.23 月分	1.12 月分

（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。

（ ）内の数値は令和5年4月1日以降採用者の数値

職制上の段階、職務の
級等による加算措置 無

〔令和4年度実績〕

支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
33,451,172 円	40 人	836,279 円

区 分	内 訳						
退職手当	<p>[支給率]</p> <p>退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>(その他の加算措置) 無</p> <p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給額 1,594,302 円</p>						
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	<p>[令和4年度実績]</p> <table border="1" data-bbox="464 779 1361 869"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 779 815 819">支給総額</th> <th data-bbox="815 779 1050 819">支給職員数</th> <th data-bbox="1050 779 1361 819">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 819 815 869">5,921,375 円</td> <td data-bbox="815 819 1050 869">28 人</td> <td data-bbox="1050 819 1361 869">211,478 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	5,921,375 円	28 人	211,478 円
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額					
5,921,375 円	28 人	211,478 円					

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	職務区分に応じて定額を支給			
		事務局長	50,000 円		
		事務局次長	40,000 円		
		館長	50,000 円		
		副館長、部長	45,000 円		
		副部長	35,000 円		
		課長、室長、所長、参事	30,000 円		
		総合プロデューサー	5,000 円		
		〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		5,580,000 円	12 人	38,750 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族		6,500 円	
		イ 子		10,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和4年度実績〕			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	3,924,500 円	18 人	18,169 円		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者		借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和4年度実績〕			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			2,696,865 円	11 人	20,431 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給(1月当たり1,000円を上限とする。) 《指定公署》
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
〔令和4年度実績〕			
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	3,599,786 円	28 人	10,714 円

公署	所在地
(1) 鳥取県立県民文化会館	鳥取市尚徳町101-5
(2) 公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所(アルテプラザ)	鳥取県米子市末広町311 米子駅前ショッピングセンター4階(イオン米子駅前店4階)

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末・勤勉手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	
常務理事 (常勤)	常務理事分 50,000 円	なし	その他、役職手当、通勤手当を支給
	県民文化会館 館長分 265,100 円	6月期 期末 0.655 月分 勤勉 0.395 月分 12月期 期末 0.655 月分 勤勉 0.395 月分	
非常勤理事	理事会 出席1回につき 9,000円	なし	
非常勤監事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 9,000円	なし	

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
600,000 円	1 人	50,000 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,644,000 円	16 人	8,563 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表 (給料月額)	県の改正後の給料表に準じた給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
扶養手当	子10,000円	子9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和5年4月1日

(7) 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和4年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
12 人	31,618 千円	4,164 千円	10,862 千円	46,644 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
209,366 円	239,313 円	40 歳	250,166 円	275,993 円	38 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	180,300 円	県職員より6号給下位 経験年数加算あり 有期雇用職員は理事長が別に定める
	高校卒	152,400 円	県職員より6号給下位 経験年数加算あり 有期雇用職員は理事長が別に定める
専門職	大学卒	180,300 円	県職員より6号給下位 経験年数加算あり
	高校卒	152,400 円	県職員より6号給下位 経験年数加算あり

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5 年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
専門職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳																		
<p>期末手当 勤勉手当</p>	<p>[支給割合]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p> <p>[令和4年度実績]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10,861,874 円</td> <td style="text-align: center;">12 人</td> <td style="text-align: center;">905,156 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	0.85 月分	12月期	1.20 月分	0.85 月分	計	2.40 月分	1.70 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	10,861,874 円	12 人	905,156 円
区 分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.20 月分	0.85 月分																	
12月期	1.20 月分	0.85 月分																	
計	2.40 月分	1.70 月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																	
10,861,874 円	12 人	905,156 円																	
<p>退職手当</p>	<p>[支給率]</p> <p>雇用期間の定めのない職員の退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>[令和4年度実績]</p> <p style="text-align: center;">1人当たり平均支給額 120,000円</p>																		
<p>時間外勤務手当</p>	<p>[令和4年度実績]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">590,384 円</td> <td style="text-align: center;">10 人</td> <td style="text-align: center;">59,038 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	590,384 円	10 人	59,038 円												
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
590,384 円	10 人	59,038 円																	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	管理または監督の地位にある職員	事務局長 30,000 円 事務局次長 20,000 円 [令和4年度実績] 1人当たり平均支給月額 25,000 円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円	
		イ 子	10,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		[令和4年度実績] 1人当たり平均支給月額 20,000 円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,878,000 円	7 人	22,357 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1月当たり2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	（その他の駐車場代の加算） イに掲げる職員のうち、通勤のため自動車を使用及び駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とする場合、1ヶ月あたり当該料金が1,000円を超えるときは1,000円を加算
			ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	615,600 円	6 人	8,550 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）			
区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長 （常勤）	303,600円	6月期 1.20月分 12月期 1.20月分 役職加算 45%	その他、通勤費を支給
理事 （非常勤）	理事会出席 1回当たり7,000円		
監事 （非常勤）	理事会・評議員会 出席 1回当たり7,000円 監査出席 1回当たり20,000 円		
〔令和4年度実績〕			
①常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）	
4,658,075円	1人	388,173円	
②非常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額	
191,000円	6人	2,653円	
7 給与制度の変更			
(1) 変更内容			
区分	変更内容	変更理由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正	
区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 180,300円 高校卒 152,400円	大学卒 174,400円 高校卒 145,300円	県の制度に準じた改正
勤勉手当	6月 0.850月 12月 0.850月	6月 0.775月 12月 0.925月	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正
役員報酬 （理事・監事（非常勤））	理事会・評議員会出席 1回当たり7,000円	理事会・評議員会出席 1回当たり5,000円	県又は市が出資する同種団 体の金額を参考に變更
(2) 適用日	令和5年4月1日（勤勉手当） 令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当） 令和4年6月24日（役員報酬）		

(8) 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
55 人	171,950 千円	27,914 千円	56,117 千円	255,981 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
272,159 円	311,146 円	47 歳	242,025 円	347,576 円	33 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	164,100 円 1級13号
	高校卒	146,800 円 会長が別に定める
専門職	大学卒	191,700 円 体育指導員
	高校卒	円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		大学卒	198,500 円	229,400 円	275,900 円	
一般職	高校卒	169,800 円	204,200 円	— 円	— 円	
	大学卒	222,700 円	249,000 円	289,100 円	— 円	
専門職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分 (0.655)</td> <td style="text-align: center;">0.835 月分 (0.395)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分 (0.655)</td> <td style="text-align: center;">0.835 月分 (0.395)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.400 月分 (1.310)</td> <td style="text-align: center;">1.670 月分 (0.790)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)	12月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)	計	2.400 月分 (1.310)	1.670 月分 (0.790)
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)										
	12月期	1.200 月分 (0.655)	0.835 月分 (0.395)										
	計	2.400 月分 (1.310)	1.670 月分 (0.790)										
（注1）勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が0.85月分を超えないものとする。 なお、期末手当相当の支給率は、引き下げの場合に限り変更できるものとする。													
（注2）（ ）内の数値は、再雇用等職員に適用される支給割合を記載している。													
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有													
（注3）加算措置について再雇用等職員を除く。													
	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">56,117,336 円</td> <td style="text-align: center;">55 人</td> <td style="text-align: center;">1,020,315 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	56,117,336 円	55 人	1,020,315 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
56,117,336 円	55 人	1,020,315 円											
退職手当	[支給率] <p style="margin-left: 20px;">退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> （注）再雇用等職員にはこれを支給しない。												
	[令和4年度実績] <p style="margin-left: 20px;">1人当たり平均支給額 1,693,242 円</p>												
時間外勤務手当	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7,239,812 円</td> <td style="text-align: center;">46 人</td> <td style="text-align: center;">157,387 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	7,239,812 円	46 人	157,387 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
7,239,812 円	46 人	157,387 円											

区分	内 容					
	対象職員	支 給 月 額				
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長	給料月額16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額			
		施設長	50,000 円			
		事務局次長	30,000 円			
		リーダー 主幹 施設次長	20,000 円			
(注) ただし、再雇用等職員については、支給しない。						
〔令和4年度実績〕						
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額		
		3,420,000 円	11 人	25,909 円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない			
		イ 子	10,000 円			
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算			
		〔令和4年度実績〕				
				支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
				6,085,200 円	25 人	20,284 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給			
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
		〔令和4年度実績〕				
				支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		3,294,900 円	12 人	22,881 円		

区分	内 容							
	対象職員	支 給 月 額						
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>					
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給					
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)					
		エ 駐車料金を負担している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると事務局長が認める公署に勤務する職員に支給(1か月あたり1,000円を上限とする。) 《指定公署》					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>公署</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 本庁のうち、所在地が右欄のもの</td> <td>鳥取市東町一丁目220</td> </tr> </tbody> </table>		公署	所在地	(1) 本庁のうち、所在地が右欄のもの	鳥取市東町一丁目220
		公署	所在地					
		(1) 本庁のうち、所在地が右欄のもの	鳥取市東町一丁目220					
	(パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)							
	オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給						
	[令和4年度実績]							
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額					
	4,499,700 円	48 人	7,812 円					
体育指導員手当	会長が別に定める体育指導員	※令和4年度新設 体育指導員手当の額は、給料月額に15/100を乗じて得た額を支給する。 [令和4年度実績]						
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額				
		3,374,100 円	8 人	35,147 円				

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
会長	150,000 円	該当なし	
専務理事	315,100 円	6月期 1.050 月分 12月期 1.050 月分 3月期 一月分	
理事	— 円	該当なし	会議出席報酬(会長及び常勤役員は除く) 1回当たり3,000円 (理事、監事) 監事報酬 1日当たり30,000円
監事	— 円		

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,442,908 円	1 人	370,242 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,800,000 円	1 人	150,000 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正	
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	一般職 大学卒 164,100円 一般職 高校卒 146,800円 専門職 大学卒 191,700円	一般職 大学卒 160,100円 一般職 高校卒 142,800円 専門職 大学卒 188,700円	給料表の改正に伴う変更
勤勉手当	6月 0.835月分 12月 0.835月分 (注) 勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が0.85月分を超えないものとする。なお、期末手当相当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。	6月 0.760月分 12月 0.760月分 (注) 勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が0.775月分を超えないものとする。なお、期末手当相当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定
体育指導員手当	体育指導員手当の額は月額給料に15/100を乗じて得た額とする。	—	昇給等の基準を明確にするとともに、専門能力及び業務の特性を給与に反映させるため体育指導員手当を新設

(2) 適用日

令和5年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和4年11月18日（勤勉手当）

令和4年4月1日（体育指導員手当） ※令和4年8月9日施行

(9) 公益財団法人鳥取県教育文化財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
16 人	51,403 千円	6,861 千円	18,321 千円	76,585 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職			文化財主事職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
244,999 円	270,820 円	52 歳	368,375 円	427,325 円	42 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	172,600 円
	高校卒	150,100 円
文化財主事職・事務職	大学卒	－ 円
	高校卒	－ 円

県の初任給給料月額×0.9の額の直近上位の金額を支給
 県職員としての発令給料を支給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
文化財主事職・事務職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳																		
<p>期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)</p>	<p>[支給割合]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> <p>[令和4年度実績]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18,320,561 円</td> <td style="text-align: center;">16 人</td> <td style="text-align: center;">1,145,035 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	0.85 月分	12月期	1.20 月分	0.85 月分	計	2.40 月分	1.70 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	18,320,561 円	16 人	1,145,035 円
区 分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.20 月分	0.85 月分																	
12月期	1.20 月分	0.85 月分																	
計	2.40 月分	1.70 月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																	
18,320,561 円	16 人	1,145,035 円																	
<p>退職手当</p>	<p>[支給率] 中小企業退職共済法に基づく制度に加入し、その定められた額（役員、 県退職職員は制度なし。）</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>																		
<p>時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)</p>	<p>[令和4年度実績]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,369,622 円</td> <td style="text-align: center;">15 人</td> <td style="text-align: center;">157,975 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	2,369,622 円	15 人	157,975 円												
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
2,369,622 円	15 人	157,975 円																	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	県の「管理職手当に関する規則」に準ずる。 [令和4年度実績] 支給実績なし		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円	
		ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。	8 級 : 3,500円 9 級 : 支給しない	
		イ 子	10,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,789,500 円	9 人	16,569 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額	
		[令和4年度実績] 1人当たり平均支給月額 22,500 円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	① 通勤手当加算 通勤のための4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給 《指定公署》公署及び所在地 (1) 県民ふれあい会館 鳥取市扇町21番地 (1月当たり 1,000 円を上限とする。)
			② パークアンドライド 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。)
			オ ノーマイカー運動に参加する場合
		〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	2,162,260 円	15 人	12,013 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000 円 + 加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。	
		〔令和4年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	319,600 円	6月 1.20 月分 12月 1.20 月分	勤勉手当 6月 0.85 月分 12月 0.85 月分
非常勤評議員	1回 10,200 円	支給なし	
非常勤理事	1回 10,200 円		
非常勤監事（理事会等）	1回 10,200 円		
非常勤監事（監査）	1回 30,000 円		

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,421,572 円	1 人	451,798 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
264,000 円	12 人	1,833 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 内 容	変 更 理 由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正	
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額 （一般職）	大学卒 172,600円 高校卒 150,100円	大学卒 170,400円 高校卒 146,100円	県の制度に準じた改正
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（勤勉手当）

(10) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

給 与 費	8,351 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他事情を考慮し、県給与条例に準じて常務理事が決定する。
	高校卒	
事 務 職	大学卒	
	高校卒	

5 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	[支給割合]												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.40 月分</td> <td>1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	0.85 月分	12月期	1.20 月分	0.85 月分	計	2.40 月分	1.70 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.20 月分	0.85 月分										
	12月期	1.20 月分	0.85 月分										
計	2.40 月分	1.70 月分											
職制上の段階、職務の級等による加算措置	無												
[令和4年度実績]													
1人当たりの平均支給額	990,370 円												

区 分	内 訳															
退職手当 (県の規定に準ずる)	<p>[支給率]</p> <table border="1" data-bbox="464 286 1241 524"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.58675 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 40 年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%～ 20%加算) *25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が定年前に早期退職制度により退職する場合には加算があります。</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>	区 分	自己都合	早期退職・定年	勤続 20 年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続 40 年	44.7795 月分	47.70900 月分
区 分	自己都合	早期退職・定年														
勤続 20 年	19.6695 月分	24.58675 月分														
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分														
勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分														
勤続 40 年	44.7795 月分	47.70900 月分														
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	<p>[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給年額 64,193 円</p>															

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		ただし、行政職給料表 8 級、9 級及び 同相当職は右のとおり。	8 級：3,500 円 9 級：支給しない
		イ 子	10,000 円
		15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	1 人につき 5,000 円を加算
		[令和 4 年度実績] 1 人当たりの平均支給月額	18,400 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の 2 分の 1 相当額
		[令和 4 年度実績] 支給実績なし	

区分	内 容													
	対象職員	支 給 月 額												
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	<p>ア 交通機関等利用者</p> <p>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。</p> <p>①支給単位期間の間通用する定期券の額</p> <p>②通勤21回分の回数券の額</p> <p><最高限度額 55,000 円></p>												
		<p>イ 自動車等使用者</p> <p>通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給</p>												
		<p>ウ 特別急行列車等利用</p> <p>1月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）</p>												
		<p>エ 駐車料金を負担している場合</p> <p>①通勤手当加算 通勤のため自動車を使用し、及び駐車場の利用にかかる料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給</p> <p>(1月当たり 1,000 円を上限とする。)</p> <p>②パークアンドライド 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給</p> <p>(1月当たり 3,000 円を上限とする。)</p>												
		<p>オ ノーマイカー運動に参加する場合</p> <p>ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>												
		<p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 10,650 円</p>												
<p>6 役員の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)</p> <p>実績なし</p>														
<p>7 給与制度の変更</p> <p>(1) 変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> <th>変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>6月 0.85月分 12月 0.85月分</td> <td>6月 0.76月分 12月 0.94月分</td> <td>支給総額を県の制度値に準拠し、期毎の配分は法人で定めた。</td> </tr> <tr> <td>扶養手当</td> <td>子 10,000円</td> <td>子 9,200円</td> <td>県の制度に準じた改正</td> </tr> </tbody> </table>			区分	変更後	変更前	変更理由	勤勉手当	6月 0.85月分 12月 0.85月分	6月 0.76月分 12月 0.94月分	支給総額を県の制度値に準拠し、期毎の配分は法人で定めた。	扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正
区分	変更後	変更前	変更理由											
勤勉手当	6月 0.85月分 12月 0.85月分	6月 0.76月分 12月 0.94月分	支給総額を県の制度値に準拠し、期毎の配分は法人で定めた。											
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正											
<p>(2) 適用日</p> <p>令和5年4月1日 (勤勉手当)</p> <p>令和4年12月1日 (扶養手当)</p>														

(11) 公立大学法人公立鳥取環境大学 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
97 人	465,333 千円	73,933 千円	174,124 千円	713,390 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

教員			事務職員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
462,081 円	521,674 円	53 歳	309,797 円	379,350 円	43 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考	
教員	- 円	職位、経験等を考慮して決定	
事務職員	大学院 修士課程卒	204,200 円	県職員より4号給下位
	大学卒	185,200 円	県職員より4号給下位
	短大卒	167,100 円	県職員より4号給下位
	高校卒	154,600 円	県職員より4号給下位

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		5年	10年	20年	30年	
教員		474,500 円	439,700 円	- 円	538,200 円	20年は該当者なし
事務職員	大学卒	- 円	- 円	308,400 円	339,200 円	5、10年は該当者なし
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳	
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当
	6月期	1.20 月分 (1.20)
	12月期	1.20 月分 (1.20)
	計	2.40 月分 (2.40)
		勤勉手当
		0.85 月分 (0.85)
		0.85 月分 (0.85)
		1.70 月分 (1.70)
	（注）（ ）内の数値は、常勤再雇用の職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置	
	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	174,124,488 円	93 人
	1人当たり平均支給額	
	1,872,306 円	
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕	
	区 分	自己都合
	勤続20年	19.6695 月分
	勤続25年	28.0395 月分
	勤続35年	39.7575 月分
	勤続40年	44.7795 月分
	定年・任期満了	
	24.586875 月分	
	33.270750 月分	
	47.709000 月分	
	47.709000 月分	
	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	26,884,573 円	5 人
	(25,681,002 円)	(3 人)
	1人当たり平均支給額	
	5,376,915 円	
	(8,560,334 円)	
	（注）1 （ ）内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への 支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した 一般職員に支給された平均額です。	
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	11,244,994 円	26 人
	1人当たり平均支給年額	
	432,500 円	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	副学長	113,900 円	
		学部長ほか	98,400 円	
		研究科長ほか	77,300 円	
		副学長補佐	69,500 円	
		副学部長ほか	61,700 円	
		副センター長ほか	46,300 円	
		事務局長	92,800 円	
		事務局次長ほか	61,700 円	
		課長ほか	46,300 円	
		参事ほか	41,300 円	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	
		19,984,800 円	25 人	
		1人当たり平均支給月額		
		66,616 円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円	
		ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり	8級：3,500円 9級：支給しない	
		イ 子	10,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和4年度実績〕		
			支給総額	支給職員数
			12,201,500 円	52 人
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		〔令和4年度実績〕		
			支給総額	支給職員数
			15,111,400 円	51 人
		1人当たり平均支給月額		
		24,692 円		

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,900 円から 39,300 円の範囲内で支給	
		ウ 路線バス等と連携したスクールバスを利用する場合	利用期間を年度単位とした当該年度間利用できる乗車証を1通支給	
	〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		5,639,668 円	77 人	6,104 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員	勤務時間1時間につき、給与額に100分の135を乗じて得た額 〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,894,239 円	24 人	6,577 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により休日に勤務した管理職員	副学長及び事務局長 10,000 円 学部長ほか 8,000 円 副学長補佐 7,000 円 副学部長ほか 6,000 円 (勤務時間が6時間を超えた場合は、150/100) 〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		370,000 円	6 人	5,139 円
大学院研究指導手当	学部の専任教員のうち、大学院において大学院生の研究指導を担当するもの	研究指導を行う大学院生の人数にかかわらず、当該月の給料額に100分の3を乗じて得た額 〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,807,593 円	12 人	12,553 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
大学院 授業手当	学部の専任教員のうち、大学院の授業科目又は演習科目を担当するもの	授業科目又は演習科目 2 時間を15回担当するごとに50,000円		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		950,000 円	17 人	4,657 円
地域貢献手当	本学の学生以外の者への教育サービスの提供として講義等の業務に従事した教員	1 時間につき3,000円（休日等に従事する場合は5,600円） （1日当たり限度額 16,800円）		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		721,550 円	35 人	1,718 円
入試手当	学部又は大学院の入学者選抜試験の問題作成、採点等の業務に従事した教員	教科・科目の問題作成業務 1回当たり40,000円 （責任者は60,000円）		
		教科問題の作成補助業務ほか 1回当たり10,000円		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
3,190,000 円	53 人	5,016 円		
大学入学共通 テスト手当	大学入学共通テストの試験実施業務に従事した教員	1日当たり10,000円 （業務に従事した時間が4時間以内の場合は5,000円）		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		510,000 円	49 人	867 円
TOEIC 試験手当	TOEIC公開テストの試験実施業務に従事した職員	1回当たり5,000円		
		〔令和4年度実績〕 支給実績なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
TEAS 審査手当	TEAS審査業務 に従事した職員	主任審査員 1時間当たり3,000円 (休日等に従事する場合は5,600円) 副査 1時間当たり1,500円 (休日等に従事する場合は2,800円) 〔令和4年度実績〕 支給実績なし	
資格取得等 支援業務手当	本学の学生に対して 資格取得支援及び 基礎学力向上など、 授業以外で講座等 の業務に従事した 教員	1時間につき2,000円(1日当たり 限度額は10,000円) 〔令和4年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
		53,000円	3人
		1人当たり 平均支給月額	1,472円
免許状更新 講習手当	教員免許状更新講習 の講義等の業務に 従事した教員	1時間につき5,600円 〔令和4年度実績〕	支給実績なし
施設管理手当	施設の管理業務に 従事する再雇用職 員	月額20,000円 〔令和4年度実績〕	支給実績なし
兼務役員手当	職員を兼務する役 員	月額100,000円以内で 理事長が別に定める 額 〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給 月額	51,200円
6 役員の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	912,000円	6月期 1.420月分	※手当のみ(再掲)
副理事長	510,000円	12月期 1.420月分	
理 事	410,000円		
非常勤理事	日額 26,200円	支給なし	
非常勤監事	日額 26,200円		
兼務役員	51,200円		
〔令和4年度実績〕			
①常勤役員			
	支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
	29,230,514円	3人	811,959円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
314,200 円	3 人	8,728 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変更内容	変 更 理 由
給料表（給料月額）	教員の給料表の改正	国立大学の制度に準じた改正
	事務職員及び嘱託職員の給料表の改正	県の制度に準じた改正

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	大学院修士課程卒 204,200 円	大学院修士課程卒 201,200 円	給料表の改正に伴う変更
	大学卒 185,200 円	大学卒 182,200 円	
	短大卒 167,100 円	短大卒 163,100 円	
	高校卒 154,600 円	高校卒 150,600 円	
勤勉手当 (再雇用以外の職員)	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
	6月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分 12月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分	6月 期末 0.655月分 勤勉 0.395月分 12月 期末 0.655月分 勤勉 0.445月分	
期末特別手当 (役員)	6月 1.420月分 12月 1.420月分	6月 1.325月分 12月 1.365月分	県の制度に準じた改正
	扶養手当	子 10,000円	
非常勤役員報酬	日額26,200円	日額26,100円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（期末・勤勉手当、期末特別手当、非常勤役員報酬）

(12) 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

給与費	9,255 千円
-----	----------

(注) 職員数5人 (うち鳥取県派遣4人)

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職		県給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、官公署又は事業所を退職し、センターに採用された職員については理事長が別に定める。

5 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20 月分 (1.03)</td> <td>0.85 月分 (0)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20 月分 (1.03)</td> <td>0.85 月分 (0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.40 月分 (2.06)</td> <td>1.70 月分 (0)</td> </tr> </tbody> </table> (注) ()は 嘱託職員の支給割合です。	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)	12月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)	計	2.40 月分 (2.06)	1.70 月分 (0)			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
	6月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)													
	12月期	1.20 月分 (1.03)	0.85 月分 (0)													
計	2.40 月分 (2.06)	1.70 月分 (0)														
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 <p style="text-align: center;">有</p>																
[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,475,506 円</td> <td>5 人</td> <td>695,101 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	3,475,506 円	5 人	695,101 円										
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額														
3,475,506 円	5 人	695,101 円														
退職手当 (県の規定に 準ずる)	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.58675 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> </tbody> </table> (その他の加算措置) <p style="margin-left: 20px;">定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)</p> <p style="margin-left: 20px;">*25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。</p>	区 分	自己都合	早期退職・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分
	区 分	自己都合	早期退職・定年													
	勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分													
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分													
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分														
勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分														
[令和4年度実績] <p style="margin-left: 20px;">支給実績なし</p>																
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>802,972 円</td> <td>4 人</td> <td>200,743 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	802,972 円	4 人	200,743 円									
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額													
802,972 円	4 人	200,743 円														

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	<p>県給与条例の給与表、職務の級、手当区分に応じた定額を支給</p> <p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 58,200 円</p>	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	<p>ア 配偶者、子以外の扶養親族</p> <p>ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。</p>	<p>6,500 円</p> <p>8級：3,500円</p> <p>9級：支給しない</p>
		イ 子	10,000 円
		<p>満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>	<p>1人につき</p> <p>5,000 円を加算</p>
		<p>[令和4年度実績]</p> <p>支給実績なし</p>	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		<p>[令和4年度実績]</p> <p>支給実績なし</p>	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1月当たり2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。） 《センター指定公署》米子市明治町105 （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和4年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
	1,650,040 円	5 人	27,501 円
管理職特別 勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時または緊急の業務で週休日に従事した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給	
		〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,333 円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	350,000 円	6月期 1.000 月分 12月期 1.000 月分	加算率 45%
非常勤理事	一 円		理事会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給
非常勤監事	一 円		理事会、監査、評議員会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
6,122,940 円	1 人	510,245 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
220,000 円	6 人	3,056 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分 12月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分	6月 期末 1.200月分 勤勉 0.775月分 12月 期末 1.200月分 勤勉 0.925月分	県の制度に準じた改定
期末手当 (嘱託職員)	6月 期末 1.03月分 12月 期末 1.03月分	6月 期末 0.99月分 12月 期末 1.07月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	子10,000円	子9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和5年4月1日

(13) 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8 人	24,573 千円	2,476 千円	8,577 千円	35,626 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
263,248 円	276,070 円	48 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	180,300 円 県職員より6号給下位、行政職1級23号
	高校卒	152,400 円 県職員より6号給下位、行政職1級3号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

		5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分 (1.20)</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分 (0.85)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分 (1.20)</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分 (0.85)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分 (2.40)</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分 (1.70)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">（注）（ ）は再任用職員の支給割合。</p> <p style="margin-left: 40px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)	12月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)	計	2.40 月分 (2.40)	1.70 月分 (1.70)
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)										
	12月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)										
計	2.40 月分 (2.40)	1.70 月分 (1.70)											
[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,577,038 円</td> <td style="text-align: center;">7 人</td> <td style="text-align: center;">1,225,291 円</td> </tr> </tbody> </table>		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	8,577,038 円	7 人	1,225,291 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額											
8,577,038 円	7 人	1,225,291 円											
退職手当	[支給率] <p style="margin-left: 20px;">退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> [令和4年度実績] <p style="margin-left: 20px;">支給実績なし</p>												
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">537,924 円</td> <td style="text-align: center;">7 人</td> <td style="text-align: center;">76,846 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	537,924 円	7 人	76,846 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
537,924 円	7 人	76,846 円											

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	県行政職6級5種相当を基準に4割相当を支給 (再雇用職員に限る) 20,000 円 [令和4年度実績] 1人あたり平均支給月額 49,900円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級:3,500円 9級:支給しない	
		イ 子	10,000 円	
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額
		904,000 円	5 人	15,067 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		[令和4年度実績] 支給実績なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	435,380 円	8 人	4,535 円
特殊勤務手当	終末処理施設等の保守管理業務、管渠内の作業、下水・汚泥等の検査業務、高圧電線、配電盤等の作業に従事した職員	1) 終末処理施設等保守管理業務手当	4時間以上作業に従事した日1日につき290円支給
		2) 管渠内作業手当	作業に従事した日1日につき560円支給（4時間に満たないときは、336円）
		3) 下水道検査業務手当	作業に従事した日1日につき290円支給
		4) 高圧配電線路等保守作業手当	
〔令和4年度実績〕 支給実績なし			

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	315,100 円	6 月期 1.200 月分 12 月期 1.200 月分	・報酬月額は県の行政職の再任用職員 6 級に相当する額 ・期末手当加算率 45%
監事(監査等を行った場合)	30,000 円／日までの範囲内	なし	
理事・監事・評議員(理事会又は評議員会等に出席した場合)	10,200 円／日までの範囲内	なし	

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1 人当たり 平均支給月額 (期末手当等含む)
4,771,156 円	1 人	397,596 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1 人当たり 平均支給月額
241,200 円	5 人	4,020 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒：180,300円 高校卒：152,400円	大学卒：177,000円 高校卒：148,400円	給料表の改正に伴う変更
一般職 勤勉手当	6 月期：0.850 月分 12 月期：0.850 月分	6 月期：0.775 月分 12 月期：0.925 月分	県の制度に準じた改正
再雇用職員 期末手当 勤勉手当	期末手当 6 月期：1.200 月分 12 月期：1.200 月分 勤勉手当 6 月期：0.850 月分 12 月期：0.850 月分	期末手当 6 月期：0.655 月分 12 月期：0.655 月分 勤勉手当 6 月期：0.395 月分 12 月期：0.445 月分	県の制度に準じた改正
管理職手当	20,000 円	49,900 円	再雇用の管理職の支給割合を定めたため
扶養手当	子：10,000 円	子：9,200 円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（期末勤勉手当、管理職手当）

(14) 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
4 人	15,110 千円	3,815 千円	5,872 千円	24,797 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

管理職			指導員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
343,550 円	423,250 円	54 歳	288,600 円	388,721 円	43 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職員	大学卒 175,300 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級21号
	短大卒 164,100 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級13号
	高校卒 154,600 円	米子市の規則に準ずる 行政職給料表1級5号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数				備考
		5 年	10年	20年	30年	
管理職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
指導員	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）		
区 分	内 訳	
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当
	6月期	1.20 月分
	12月期	1.20 月分
	計	2.40 月分
	勤勉手当 〔注〕 勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	
	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	5,871,701 円	4 人
		1人当たり平均支給年額
		1,467,925 円
退職手当	〔支給率〕 米子市の規定に準ずる	
	区 分	自己都合
	勤続 20 年	20.45 月分
	勤続 25 年	29.15 月分
	勤続 35 年	41.33 月分
	勤続 40 年	49.59 月分
	〔令和4年度実績〕	
	支給実績なし	
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕	
	1人当たりの平均支給年額	538,929円

区分	内 容															
	対象職員	支給月額														
職務手当	一定の管理または監督の地位にある職員	館長 54,000 円 事務局長 43,600 円 [令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 48,800円														
扶養手当	扶養親族のある職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(6) 重度心身障害者</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1人につき	(1) 配偶者	6,500円	(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円	(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円	(4) 60歳以上の父母及び祖父母	6,500円	(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円	(6) 重度心身障害者	6,500円
		項目	1人につき													
		(1) 配偶者	6,500円													
		(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円													
		(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円													
		(4) 60歳以上の父母及び祖父母	6,500円													
		(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円													
(6) 重度心身障害者	6,500円															
15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族である子については、(2)に定める額に5,000円を加算した額。																
[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 36,500円																
住居手当	住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員</td> <td>家賃の月額から17,000円を控除した額</td> </tr> <tr> <td>(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員</td> <td>家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から17,000円を控除した額	(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額										
		(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から17,000円を控除した額													
(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (ただし、17,000円を最高限度額とする。)に11,000円を加算した額															
[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 18,000円																

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートル以上の者に対して、次に掲げるところより月額で支給し、給料の例により支払う。	(1) 自転車等の交通用具を使用することを常例とする者は、片道の通勤距離に応じてそれぞれ次に定める額	
		ア 2キロメートル以上4キロメートル未満	1,600円
		イ 4キロメートル以上6キロメートル未満	2,700円
		ウ 6キロメートル以上8キロメートル未満	3,800円
		エ 8キロメートル以上10キロメートル未満	4,900円
		オ 10キロメートル以上12キロメートル未満	6,000円
		カ 12キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円
		キ 14キロメートル以上15キロメートル未満	8,200円
		ク 15キロメートル以上16キロメートル未満	8,200円
		ケ 16キロメートル以上18キロメートル未満	9,300円
		コ 18キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
		サ 20キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円
		シ 25キロメートル以上30キロメートル未満	15,000円
		ス 30キロメートル以上35キロメートル未満	17,700円
		セ 35キロメートル以上40キロメートル未満	20,400円
		ソ 40キロメートル以上45キロメートル未満	23,100円
		タ 45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円
		チ 50キロメートル以上55キロメートル未満	28,500円
		ツ 55キロメートル以上60キロメートル未満	31,200円
		テ 60キロメートル以上65キロメートル未満	33,900円
		ト 65キロメートル以上70キロメートル未満	36,600円
		ナ 70キロメートル以上75キロメートル未満	39,300円
		ニ 75キロメートル以上80キロメートル未満	42,000円
ヌ 80キロメートル以上85キロメートル未満	44,700円		
ネ 85キロメートル以上90キロメートル未満	47,400円		
ノ 90キロメートル以上	50,100円		
	(2) 交通機関又は有料の道路を利用することを常例とするものは、6月を超えない期間を単位とした一括の運賃相当額。ただし、1月当たり支給額は、55,000円を超えないものとする。		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	474,000 円	4 人	9,875 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）				
区分	報酬月額	期末手当	退職手当	備考
常勤役員（使用人兼務常勤役員を除く）	238,000円	○6月期 報酬月額×(100/140) ×支給割合1.40 ○12月期 報酬月額×(100/140) ×支給割合1.50	報酬月額×勤続月数 /12×0.6	
<p>〔令和4年度実績〕</p> <p>①常勤役員（使用人兼務常勤役員を除く） 支給実績なし</p>				
7 給与制度の変更				
(1) 変更内容				
区分	変更内容		変更理由	
給料表（給料月額）	人事院勧告及び米子市条例に準じて、給料月額の平均0.3%引上げ		人事院勧告及び米子市に準じた改正	
適用日	変更後		変更前	
初任給月額	大学卒 175,300円 短大卒 164,100円 高校卒 154,600円	大学卒 171,700円 短大卒 160,100円 高校卒 150,600円	給料表の改正に伴う変更	
勤勉手当	6月期 1.00月分 12月期 1.00月分	6月期 0.95月分 12月期 1.05月分	人事院勧告及び米子市に準じた改正	
(2) 適用日				
令和4年4月1日（給料表、初任給月額）				
令和5年4月1日（勤勉手当）				

(15) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	26,013 千円	7,045 千円	8,724 千円	41,782 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

食鳥検査員 (専門職)			一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
257,000 円	343,850 円	60 歳	252,000 円	288,900 円	57 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当 (期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当) とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
食鳥検査員 (専門職)	大学卒	257,000 円 月額 固定
	高校卒	— 円 —
一般職	事務局長	257,000 円 月額 固定
	大学卒	185,200 円 行政職1級25号給
	短大卒	167,100 円 行政職1級15号給
	高校卒	154,600 円 行政職1級5号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数				備考
		5 年	10年	20年	30年	
食鳥検査員 (専門職)	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	経験年数に 関係なく 固定給
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	短大卒	— 円	— 円	232,200 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.200 月分 (1.000)	0.835 月分 (1.035)
	12月期	1.200 月分 (1.000)	0.835 月分 (1.035)
	計	2.400 月分 (2.000)	1.670 月分 (2.070)
	（注）（ ）内の数値は、行政職8級、9級以上の職員の支給割合です。 勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される 支給割合を記載しています。		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	8,724,743 円	9 人	969,416 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.66950 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.03950 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.75750 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.77950 月分	47.709000 月分
	一般職（短大卒）は県の規定を適用。 平成26年度より常勤役員、事務局長及び食鳥検査員の退職手当制度を廃止。		
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無		
	〔令和4年度実績〕		
	支給実績なし		
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	146,826 円	8 人	18,353 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	1月当たり13,600円支給する。 〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給月額 13,600円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり	6,500円 8級：3,500円 9級：支給しない	
		イ 子	10,000円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000円を加算	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		312,000円	3人	8,667円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給月額 24,000円		

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）	
		エ 駐車料金を負担している場合	(パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
	〔令和4年度実績〕			
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
	1,038,000 円	9 人	9,611 円	
特殊勤務手当	食鳥検査業務に従事する常勤職員（検査専門員）	食鳥検査をする場合は、1月当たり22,000円支給する。		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,795,200 円	7 人	21,371 円		
獣医師手当	食鳥検査業務に従事する職員	1月当たり20,000円支給する。		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,680,000 円	7 人	20,000 円		

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
早朝勤務手当	食鳥検査業務に従事する職員（検査専門員）	1月当たり12,000円支給する。		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,008,000 円	7 人	12,000 円
班長手当	班長である職員	1月当たり10,000円支給する。		
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		360,000 円	3 人	10,000 円
6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）				
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考	
理 事 長	20,400 円	—		
常務理事	271,800 円	6月期 1.200 月分 12月期 1.200 月分	期末手当に事務局長手当を適用	
上記以外の理事	40,800 円	—	年額	
監 事	81,600 円	—	年額	
評 議 員	40,800 円	—	年額	
①常勤役員				
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)		
4,938,159 円	1 人	411,513 円		
②非常勤役員				
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額		
775,200 円	12 人	5,383 円		

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変更後	変更前	変更理由
初任給	事務局長、検査専門員 257,000円	事務局長、検査専門員 238,000円	事務局長は平成15年12月、検査専門員は平成24年4月以降、10年以上改正されておらず、待遇改善を図り、検査専門員（獣医師）の確保につなげるため
	書記 短期大学卒業者 1級15号級 大学卒業者 1級25号給	書記 短期大学又は大学卒業者 1級23号給	県職員行政職給料表（再任用職員以外）を準用し、給料表として運用しているため、県の給料表等の改正に準じて改正
勤勉手当	6月 0.835月分 12月 0.835月分	6月 0.760月分 12月 0.910月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和5年4月1日

(16) 公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	7,372 千円	415 千円	2,534 千円	10,321 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
204,767 円	218,001 円	63 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	鳥取県生活衛生営業指導センター補助金交付要綱の規定の範囲内で理事長が定めるものとする
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.200 月分	0.850 月分
	12月期	1.200 月分	0.850 月分
計	2.400 月分	1.700 月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無		
退職手当	〔支給率〕		
	公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター退職手当支給規程により、 退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業 本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金 納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 （ただし、鳥取県、株式会社日本政策金融公庫、銀行法第2条に規定する 銀行、信用金庫等の職員を退職した後に指導センターの職員となった者を 除く。）		
	〔令和4年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給年額 2,802 円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		イ 子	10,000 円
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円 を加算
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額	6,500 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例によった場合 の額の2分の1相当額
		[令和4年度実績] 支給実績なし	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に準 ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1月当たり2万円を限度）	
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
	〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	331,200 円	3 人	9,200 円	
6 役員の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)				
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考	
理 事 長	無報酬	なし		
副理事長	無報酬			
常務理事	無報酬			
上記以外の理事	無報酬			
監事	無報酬			
〔令和4年度実績〕 支給実績なし				

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和5年4月1日（勤勉手当）

令和4年4月1日（扶養手当）

(17) 鳥取県住宅供給公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	8,815 千円	556 千円	2,038 千円	11,409 千円

(注) 1 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。
2 職員数には、再雇用職員を含みます。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職			備考
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
244,173 円	255,240 円	56 歳	鳥取県の例による。 (経営状況を踏まえ令和5年4月から令和6年3月は、県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は5.9%削減。)

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	180,390 円 鳥取県の例による。 (経営状況を踏まえ令和5年4月から令和6年3月は県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は5.9%削減。)
	高校卒	149,525 円 同上

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	0.675 月分	0.850 月分
	12月期	0.675 月分	0.850 月分
	計	1.350 月分	1.700 月分
（注）経営状況を踏まえ、期末手当について令和5年4月から令和6年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を適用。			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和4年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人あたり平均支給額
2,038,270 円		3 人	679,423 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.58688 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.70900 月分
勤続 40 年		44.7795 月分	47.70900 月分
（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合には加算があります。			
〔令和4年度実績〕			
支給実績なし			
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔令和4年度実績〕		
1人あたり平均支給年額		52,618円	

区分	内 容							
	対象職員	支 給 月 額						
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	<table border="0"> <tr> <td>事務局長</td> <td>61,779 円</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>54,068 円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>46,358 円</td> </tr> </table> <p>(注) 経営状況を踏まえ令和5年4月から令和6年3月は県職員の給与に関する条例で定める額から7.1%削減。</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>	事務局長	61,779 円	事務局次長	54,068 円	参事	46,358 円
事務局長	61,779 円							
事務局次長	54,068 円							
参事	46,358 円							
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円					
		イ 子	10,000 円					
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算					
		[令和4年度実績] 1人当たり平均支給月額	30,000 円					
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給					
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額					
		[令和4年度実績] 支給実績なし						

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 ①パークアンドライド	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり3,000円を上限とする。)
		②特定勤務地	特定勤務地へ自動車通勤し、駐車場を使用している職員に当該駐車場料金に相当する額を加算 (1月当たり1,000円を上限とする。)
	オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		[令和4年度実績] 1人当たり平均支給月額 1,600円	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 [加算額] 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。	
		[令和4年度実績] 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長 (非常勤)	50,000 円	6月期 一月分 12月期 一月分	理事会の承認を得て理事長が定める額
常務理事	256,300 円	6月期 0.415 月分 12月期 0.415 月分	加算率45% 経営状況を踏まえ、期末手当について令和5年4月から令和6年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.17月削減した支給割合を適用。
非常勤理事	1回につき10,000 円	なし	
非常勤監事	1回につき30,000 円		

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
3,334,896 円	1 人	277,908 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
850,000 円	6 人	11,806 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正	
区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 180,390 円 高校卒 149,525 円	大学卒 177,567 円 高校卒 145,761 円	給料表の改正に伴う変更
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正。 ただし、期末手当については、経営状況を踏まえ、条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を平成26年度から適用
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（勤勉手当）

(18) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
47 人	189,542 千円	40,509 千円	71,378 千円	301,429 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職			研究職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
333,311 円	411,158 円	46 歳	346,289 円	414,229 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	191,700 円 県の規定に準ずる 行政職給料表1級29号給
	高校卒	158,900 円 県の規定に準ずる 行政職給料表1級9号給
研究職	大学院 博士課程卒	247,300 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級57号給
	大学院 修士課程卒	220,400 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級41号給
	大学卒	198,900 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級29号給
	短大卒	177,700 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級19号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	233,800 円	258,600 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
研究職	大学卒	— 円	265,700 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳	
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当
	6月期	1.20 月分 (1.00)
	12月期	1.20 月分 (1.00)
	計	2.40 月分 (2.00)
	勤勉手当 (1.05) (1.05) (2.10)	
	(注) () 内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	
	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	71,378,101 円	47 人
	1人あたり平均支給額 1,518,683 円	
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕	
	区 分	自己都合
	勤続 20 年	19.6695 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分
	早期退職・定年 24.586875 月分 33.270750 月分 47.709000 月分 47.709000 月分	
	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に 早期退職制度により退職する場合に加算があります。	
	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	44,009,566 円	3 人
	(43,594,498 円)	(2 人)
	1人あたり平均支給額 14,669,855 円 (21,797,249 円)	
	(注) () 内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への 支給実績を再掲したものです。	
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	16,156,332 円	37 人
	1人あたり平均支給年額 436,658 円	

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給			
		一般職	6級3種	66,500円	
		研究職	5級2種	93,100円	
			4級3種	62,700円	
			4級4種	53,700円	
	〔令和4年度実績〕				
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額		
	5,580,000円	7人	66,429円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族		6,500円	
		ただし、研究職給料表5級及び事務職給 料表8級は右のとおり		3,500円	
		イ 子		10,000円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子		1人につき 5,000円を加算	
		〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		7,191,000円	25人	23,970円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者		借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額	
		〔令和4年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		6,384,000円	22人	24,182円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （1月当たり 3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和4年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
	4,643,360 円	45 人	8,599 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。	
		〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 38,000 円	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
放射線取扱手当	放射線を金属に対して照射する作業を行う職員	職員が業務に従事した日 1日につき 300円 1分間に100マイクロシーベルト以上の放射線を照射する作業に従事した場合に支給		
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 1,100 円		
有害物取扱手当 (県の規定に準ずる)	毒物及び劇物等を取り扱う職員	職員が業務に従事した日 1日につき 300円 [令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		16,200 円	4 人	338 円
管理職員特別勤務手当 (県の規定に準ずる)	管理職手当を受け る職員で週休日又は休日等に勤務した職員	管理職手当の区分に応じて定額を支給		
		1種	12,000 円	
		2種	10,000 円	
		3種及び4種	8,000 円	
[令和4年度実績]		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		56,000 円	5 人	933 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	389,900 円	なし	下記のとおり業績給を支給
理事	300,000 円		
非常勤理事 非常勤監事	1回あたり30,000 円		

〔業績給〕

知事による法人の業績評価結果、個人評価、経歴等を反映した業績給を6月期及び12月期に支給する。

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (業績給等を含む)
10,310,407 円	2 人	429,600 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
330,000 円	2 人	13,750 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	一般職 大学卒 191,700 円 高校卒 158,900 円	一般職 大学卒 188,700 円 高校卒 154,900 円	給料表の改正に伴う変更
	研究職 大学院博士課程卒 247,300 円	研究職 大学院博士課程卒 244,700 円	
	大学院修士課程卒 220,400 円	大学院修士課程卒 217,300 円	
	大学卒 198,900 円	大学卒 195,700 円	
	短大卒 177,700 円	短大卒 173,900 円	
	勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日 令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）
令和5年4月1日（勤勉手当）

(19) 公益財団法人鳥取県産業振興機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
13 人	47,690 千円	5,775 千円	17,414 千円	70,879 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
312,582 円	347,918 円	46 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	180,300 円	県職員より6号給下位、 行政職給料表1級23号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.20 月分	0.85 月分
	12月期	1.20 月分	0.85 月分
	計	2.40 月分	1.70 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	17,413,897 円	13 人	1,339,531 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.669500 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.039500 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.757500 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.779500 月分	47.709000 月分
	〔令和4年度実績〕		
	1人当たり平均支給額		3,002,054 円
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	413,579 円	7 人	59,083 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	事務局長 66,500 円 事務局次長 58,200 円 [令和4年度実績] 1人当たり平均支給額 62,350 円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない	
		イ 子	10,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,830,000 円	7 人	21,786 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		605,400 円	3 人	16,817 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	727,900 円	12 人	5,055 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。	
		〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給額 29,250 円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	393,700 円	1.35×2.5月	
常務理事	300,000 円	給与月額×2.5月	

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
7,253,137 円	2 人	302,214 円

②非常勤役員

支給実績なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 180,300円	大学卒 177,000円	給料表の改正に伴う変更
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.775月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（勤勉手当）

(20) 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	21,373 千円	2,025 千円	6,061 千円	29,459 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
257,457 円	266,886 円	47 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職務と責任、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.200 月分 (—)	— 月分 (0.850)
	12月期	1.200 月分 (—)	— 月分 (0.850)
	計	2.400 月分 (—)	— 月分 (1.700)
	（注）（ ）内の数値は、県派遣職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	6,060,650 円	10 人	606,065 円
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給額 848,340 円		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	504,264 円	9 人	56,029 円

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 58,200 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相 当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない
		イ 子	10,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 21,500 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		[令和4年度実績] 支給実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため自動車を使用し、駐車場の利用に係る料金を負担することが常例とする場合、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えると、1月あたり1,000円を上限として支給 （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	305,700 円	6 人	4,246 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理事長	300,000 円	6月期 1.3 月分 12月期 1.7 月分	
副理事長	評議員会・理事会 出席1回につき 10,000円	—	
理事		—	
評議員		—	
監事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 10,000円	—	

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,519,200 円	1 人	376,600 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額
340,000 円	11 人	2,576 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
勤勉手当 (県派遣職員)	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和5年4月1日（勤勉手当）

令和4年4月1日（扶養手当）

(21) 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
13 人	31,310 千円	1,939 千円	8,187 千円	41,436 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
237,033 円	249,669 円	60 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	180,300 円 県職員より6号給下位
	高校卒	152,400 円 県職員より6号給下位

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.200 月分 (1.200)	0.850 月分 (0.850)
	12月期	1.200 月分 (1.200)	0.850 月分 (0.850)
	計	2.400 月分 (2.400)	1.700 月分 (1.700)
	（注）（ ）内の数値は、再任用職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	8,186,701 円	13 人	629,746 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.670 月分	24.58688 月分
	勤続 25 年	28.040 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.758 月分	47.70900 月分
	勤続 40 年	44.780 月分	47.70900 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（ 2 %～ 20 %加算） 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に 早期退職制度により退職する場合に加算があります。		
	〔令和4年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	583,245 円	8 人	72,906 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	[令和4年度実績] 支給実績なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同 相当職は右のとおり。	6,500 円 8 級 : 3,500円 9 級 : 支給しない
		イ 子	10,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額	6,500 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額	27,000 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	(パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、及び駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とする場合、当該駐車料金を加算する。(1月当たり 1,000円を上限とする。) 《指定公署》
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和4年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
953,160 円	10 人	7,943 円	

公署	所在地
本庁のうち、所在地が右欄のもの	鳥取市東町一丁目220

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当		備考
理事長 (常勤)	315,100円	6月期	0.93月分	
専務理事 (常勤)	274,600円	12月期	1.12月分	
理事 (非常勤)	なし		なし	理事会出席等 1回につき10,200円
監事 (非常勤)	なし		なし	理事会出席等 1回につき10,200円

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
8,342,885円	2人	347,620円

①非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
213,000円	7人	2,536円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容		変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正		県の制度に準じた改正
区分	変更後		変更理由
初任給月額	大学卒	180,300円	給料表の改正に伴う変更
	高校卒	152,400円	
勤勉手当 (再任用職員以外)	6月	0.850月分	県の制度に準じた改正
	12月	0.850月分	
期末手当 勤勉手当 (再任用職員)	6月	期末 1.200月分	県の制度に準じた改正
		勤勉 0.850月分	
	12月	期末 1.200月分	
		勤勉 0.850月分	
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（期末・勤勉手当）

(22) 一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

給与費	1,735 千円
-----	----------

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給	備考
一般職	大学卒 高校卒	本人の満年齢、学歴、能力、経歴等を参酌して理事長が定める。

5 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	内 訳															
期末手当 勤勉手当	<p>[支給割合]</p> <p>職員の勤務成績を考慮して理事長が定める</p> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> <p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給額 120,000 円</p>															
退職手当	<p>[支給率]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>32.00 月分</td> <td>－ 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>45.00 月分</td> <td>－ 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>70.00 月分</td> <td>－ 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 40 年</td> <td>80.00 月分</td> <td>－ 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他の加算措置) 無</p> <p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給額 14,137,950 円</p>	区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	32.00 月分	－ 月分	勤続 25 年	45.00 月分	－ 月分	勤続 35 年	70.00 月分	－ 月分	勤続 40 年	80.00 月分	－ 月分
区 分	自己都合	勸奨・定年														
勤続 20 年	32.00 月分	－ 月分														
勤続 25 年	45.00 月分	－ 月分														
勤続 35 年	70.00 月分	－ 月分														
勤続 40 年	80.00 月分	－ 月分														
時間外勤務手当	<p>[令和4年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給年額 122,227 円</p>															

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	2,500 円
		イ 18歳未満及び在学中の子のうち 第1順位	1,500 円
		第2順位	1,500 円
		その他1人につき	1,000 円
		ウ 満60才以上の父母及び祖父母、満18才未満の孫及び弟妹2人につき	1,500 円
		エ 心身に重い障がい等を有する家族1人につき	1,500 円
		[令和4年度実績] 支給実績なし	
住居手当	理事長が必要と認める職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、理事長が支給額を定める。
			[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 29,170 円
通勤手当	鉄道及びバス又は交通用具（普通自動車、軽自動車、自動二輪、原動機付自転車）を利用する職員	ア 交通機関等利用者	原則として当該交通機関が発行する最長期間の定期券の額を支給する。 ただし、経路変更等で新たに最長期間の定期券の額を支給する場合、支給基準日に合うように期間を調整した定期券の額を支給することができる。 ※勤務地より居住地までの最寄りの駅あるいは停留所を基点とし、鉄道、バスの併行線のあるときはいずれか低い料金を基準とする。
		イ 交通用具利用者	1. 毎年1回4月価格改定（前年の1月から12月の平均価格） 2. 適用単価 資源エネルギー庁が公表する「石油製品価格調査」におけるレギュラーガソリンの県別価格の平均値（円未満は切上げ） 3. 計算式 片道距離（キロ未満は切上げ）×2（往復）×20日÷燃費×ガソリン価格（消費税込み）＝支給額（円未満は切上げ） 4. 燃費 普通自動車：12km/ℓ 軽自動車：18km/ℓ 自動二輪・原動機付自転車：30m/ℓ
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額	2,067 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

制度なし

7 給与制度の変更

変更なし

(23) 一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会 給与等状況報告書

※同協会は、全国農業協同組合連合会鳥取県本部の職員が事務を行っており、協会からは給与・役員報酬とも支給がないため、報告事項なし。

(24) 公益財団法人鳥取県畜産振興協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
15 人	50,458 千円	9,020 千円	15,254 千円	74,732 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
280,324 円	330,440 円	45 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	年齢、採用前の経験年数、責任の度合い、他職員との均衡を考慮して理事長が決定する。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	[支給割合]		
	区 分	賞与手当	
	6月期	1.0～2.5 月分	
	12月期	1.0～2.5 月分	
	計	2.0～5.0 月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無		
	[令和4年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額
	15,254,855 円	15 人	1,016,990 円
退職手当	[支給率]		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.375 月分	26.550 月分
	勤続 25 年	33.375 月分	34.800 月分
	勤続 35 年	43.500 月分	55.950 月分
	勤続 40 年	43.500 月分	55.950 月分
	(その他の加算措置) 無		
	[令和4年度実績]		
	1人当たりの平均支給額		3,825,000円
時間外勤務手当	[令和4年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給年額
	3,314,362 円	14 人	236,740 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	1種	50,000 円	
		2種	40,000 円	
		3種	30,000 円	
		〔令和4年度実績〕		
		1人当たり平均支給月額	27,500 円	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち一人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,632,000 円	7 人	19,429 円
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		747,000 円	3 人	20,750 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	アに含む
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	制度なし
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし
	[令和4年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	2,391,400 円	15 人	13,286 円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 23,000円	
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月数 23,000円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
常勤役員 (専務理事)	280,000 円	6月期 1.025 月分 12月期 1.000 月分	期末手当は理事長が定める率を支給
非常勤役員等	1回につき 10,000 円		

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,021,576 円	1 人	335,131 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
120,000 円	9 人	1,111 円

7 給与制度の変更

変更なし

(25) 公益社団法人鳥取県畜産推進機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
7 人	19,833 千円	2,224 千円	6,718 千円	28,775 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
263,650 円	292,983 円	54 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	176,400円
	高校卒	158,800円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	305,000 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳			
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.70 月分	0.30 月分	
	12月期	1.70 月分	0.30 月分	
	計	3.40 月分	0.60 月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無			
	〔令和4年度実績〕			
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	
	6,717,835 円	7 人	959,691 円	
退職手当	（基本給×基準比率）×（勤続年数×勤続年数比率）×1.05 1）基準比率は90% 2）勤続年数比率は付表1の勤続年数該当欄の勤続年数比率とする。 3）（勤続年数×勤続年数比率）の上限は、53.55とする。			
	付表1			
	勤 続 年 数	勤続年数比率	勤 続 年 数	勤続年数比率
	1年以上～ 6年未満	1.0	18年以上～ 21年未満	1.6
	6年以上～ 8年未満	1.1	21年以上～	1.7
	8年以上～ 11年未満	1.2		
	11年以上～ 13年未満	1.3		
	13年以上～ 15年未満	1.4		
	15年以上～ 18年未満	1.5		
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無			
〔令和4年度実績〕				
支給実績なし				
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕			
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	
	553,717 円	5 人	110,743 円	

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	職務の級に応じて定額を支給 5級 10,000 円 6級 30,000 円 [令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 20,000 円
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者 2,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族 1,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで 制度なし
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで 制度なし
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 2,000 円
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者 家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者 制度なし
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 19,500 円
職務手当	当該資格を有する職員	※令和5年度新設 有する資格に応じて定額を支給 公益社団法人中央畜産会総括畜産コンサルタント 5,000 円 公益社団法人全国和牛登録協会認定和牛登録地方審査委員 5,000 円 [令和4年度実績] 支給実績なし

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	支給基準は、3カ月定期乗車料金の合計金額に3分の1を乗じて算出した額。 居住地から勤務地までの最寄の駅又は停留所を基点とし、鉄道又はバスの併行線があるときは、いずれか低い料金とする。 <最高限度額 40,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 40,000 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	制度なし	
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	制度なし	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
926,400 円	6 人	12,867 円		
6 役員の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在) 制度なし				

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 内 容		変 更 理 由
給料表 (一)	職員の給料表の全面改定 平均6.3%増額		ベースアップのための変更
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
給料表 (二) (県等 定年退職後に職員と なった者及び定年後 勤務延長者)	1～3級 180,000円 4～5級 210,000円 6級 270,000円	1～3級 160,000円 4～5級 180,000円 6級 200,000円	「県退職者の再雇用に係る ガイドライン」の一部改正 (鳥取県)に伴う変更
初任給月額	大学卒 176,400円 高校卒 158,800円	大学卒 157,100円 高校卒 141,600円	給料表改正に伴う変更
職務手当	公益社団法人中央畜産会 総括畜産コンサルタント 5,000円 公益社団法人全国和牛登 録協会認定和牛登録地方 審査委員 5,000円	—	職員のスキルアップを支援 するため新設

(2) 適用日

令和5年4月1日

(26) 公益財団法人鳥取県造林公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和4年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
16 人	42,990 千円	5,402 千円	14,688 千円	63,080 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

技術職			事務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
231,743 円	255,179 円	50 歳	228,767 円	239,900 円	51 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
技術職	大学卒	191,700 円 鳥取県職員行政職給料表1級29号級
	短大卒	172,600 円 鳥取県職員行政職給料表1級19号級
	高校卒	158,900 円 鳥取県職員行政職給料表1級9号級

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	技術職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.20 月分	0.85 月分
	12月期	1.20 月分	0.85 月分
	計	2.40 月分	1.70 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	14,687,743 円	16 人	917,984 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ＊25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合には加算があります。		
	〔令和4年度実績〕		
	1人当たり平均支給額 1,095,583 円		
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	1,313,461 円	15 人	87,564 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	公社規定による理事長が別に定める額 49,900 円 (県の規定に準ずる額 (課長級特定職)) [令和4年度実績] 1人当たり平均支給月額 49,900円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円	
		イ 子	10,000 円	
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,008,000 円	8 人	10,500 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		963,000 円	4 人	20,063 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給 （1月当たり3,000円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和4年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	1,158,400 円	15 人	6,436 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を起因として単身赴任となった職員	月額 30,000円 + 加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。	
		〔令和4年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 30,000円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	320,000 円	6月期 1.000 月分 12月期 1.000 月分	期末手当は、鳥取県職員の例による。

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,045,200 円	1 人	420,433 円

②非常勤役員

支給実績なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 191,700円 短大卒 172,600円 高校卒 158,900円	大学卒 188,700円 短大卒 168,900円 高校卒 154,900円	県の制度に準じた改正
勤勉手当 (一般職員)	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和5年4月1日

(27) 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
5 人	12,218 千円	540 千円	3,683 千円	16,441 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
203,633 円	220,953 円	40 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	156,400 円
	高校卒	140,400 円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	184,278 円	— 円	232,667 円	— 円
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）																																
区 分	内 訳																															
期末手当 勤勉手当	<p>[支給割合]</p> <p>支給基準は理事会の議を経て会長が定める （毎年経営状況や個人の評価等によって変動）</p> <p>職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置</p> <p>[令和4年度実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,683,550 円</td> <td>5 人</td> <td>736,710 円</td> </tr> </tbody> </table>		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	3,683,550 円	5 人	736,710 円																								
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																														
3,683,550 円	5 人	736,710 円																														
退職手当	<p>[支給率]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続2年～</td> <td>勤続年数×0.5月分</td> <td>勤続年数×0.5月分</td> </tr> <tr> <td>勤続6年～</td> <td>勤続年数×0.6月分</td> <td>勤続年数×0.6月分</td> </tr> <tr> <td>勤続10年～</td> <td>勤続年数×0.7月分</td> <td>勤続年数×0.7月分</td> </tr> <tr> <td>勤続14年～</td> <td>勤続年数×0.8月分</td> <td>勤続年数×0.8月分</td> </tr> <tr> <td>勤続18年～</td> <td>勤続年数×0.9月分</td> <td>勤続年数×0.9月分</td> </tr> <tr> <td>勤続22年～</td> <td>勤続年数×1.0月分</td> <td>勤続年数×1.0月分</td> </tr> <tr> <td>勤続26年～</td> <td>勤続年数×1.1月分</td> <td>勤続年数×1.1月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年～</td> <td>勤続年数×1.2月分</td> <td>勤続年数×1.2月分</td> </tr> <tr> <td>勤続34年～</td> <td>勤続年数×1.3月分</td> <td>勤続年数×1.3月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他の加算措置） 無</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>		区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続2年～	勤続年数×0.5月分	勤続年数×0.5月分	勤続6年～	勤続年数×0.6月分	勤続年数×0.6月分	勤続10年～	勤続年数×0.7月分	勤続年数×0.7月分	勤続14年～	勤続年数×0.8月分	勤続年数×0.8月分	勤続18年～	勤続年数×0.9月分	勤続年数×0.9月分	勤続22年～	勤続年数×1.0月分	勤続年数×1.0月分	勤続26年～	勤続年数×1.1月分	勤続年数×1.1月分	勤続30年～	勤続年数×1.2月分	勤続年数×1.2月分	勤続34年～	勤続年数×1.3月分	勤続年数×1.3月分
区 分	自己都合	勸奨・定年																														
勤続2年～	勤続年数×0.5月分	勤続年数×0.5月分																														
勤続6年～	勤続年数×0.6月分	勤続年数×0.6月分																														
勤続10年～	勤続年数×0.7月分	勤続年数×0.7月分																														
勤続14年～	勤続年数×0.8月分	勤続年数×0.8月分																														
勤続18年～	勤続年数×0.9月分	勤続年数×0.9月分																														
勤続22年～	勤続年数×1.0月分	勤続年数×1.0月分																														
勤続26年～	勤続年数×1.1月分	勤続年数×1.1月分																														
勤続30年～	勤続年数×1.2月分	勤続年数×1.2月分																														
勤続34年～	勤続年数×1.3月分	勤続年数×1.3月分																														
時間外勤務手当	<p>[令和4年度実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>154,356 円</td> <td>4 人</td> <td>38,589 円</td> </tr> </tbody> </table>		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	154,356 円	4 人	38,589 円																								
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																														
154,356 円	4 人	38,589 円																														

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	参事 40,000円～50,000円 部長 30,000円～40,000円 課長 20,000円～30,000円 企画調整幹 20,000円～30,000円 [令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 22,500 円	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	3,000 円
		イ 第1子	600 円
		ウ 第1子以外の扶養親族	400 円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	制度なし
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 1,000 円	
住居手当	住宅を借り受け賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ賃借料の50%か最高 20,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	制度なし
		[令和4年度実績] 支給実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	1ヶ月定期券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 31,600 円 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	制度なし
		エ 駐車料金を負担 している場合 (パークアンドライド)	制度なし
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	制度なし
	〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	286,800 円	5 人	4,780 円
早朝手当	早朝出勤した職員	法定休日以外の日での午前5時から午前8時半までの間に勤務した場合、1時間につき基本給の100分の125を支給	
		〔令和4年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	- 円	なし	
専務理事	100,000 円		

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
2,580,000 円	1 人	215,000 円

②非常勤役員

支給実績なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
管理職手当	参事 40,000円～50,000円 部長 30,000円～40,000円 課長 20,000円～30,000円 企画調整幹 20,000円～30,000円	参事 50,000円 部長 30,000円 課長 25,000円 考査役 15,000円	機構改革に伴う役職名変更、 経験年数等に応じた支給を可 能とするため

(2) 適用日

令和4年11月2日

(28) 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6 人	22,857 千円	4,861 千円	8,460 千円	36,178 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
310,766 円	357,200 円	47 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	182,800 円 県職員より5号給下 行政職給料表1級24号給
	高校卒	153,500 円 県職員より5号給下 行政職給料表1級4号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分</td> <td style="text-align: center;">0.850 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.200 月分</td> <td style="text-align: center;">0.850 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.200 月分	0.850 月分	12月期	1.200 月分	0.850 月分	計	2.40 月分	1.70 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.200 月分	0.850 月分										
	12月期	1.200 月分	0.850 月分										
計	2.40 月分	1.70 月分											
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有													
[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,460,837 円</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> <td style="text-align: center;">1,410,140 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	8,460,837 円	6 人	1,410,140 円							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額											
8,460,837 円	6 人	1,410,140 円											
退職手当	退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。												
	[令和4年度実績] 支給実績なし												
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,668,910 円</td> <td style="text-align: center;">5 人</td> <td style="text-align: center;">333,782 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	1,668,910 円	5 人	333,782 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
1,668,910 円	5 人	333,782 円											

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	職員が理事を兼務する場合は管理職手当を支給 54,500 円 〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給月額 40,875 円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500円 8級：3,500円 9級：支給しない	
		イ 子	10,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,380,000 円	5 人	23,000 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	制度なし	
		〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		603,000 円	3 人	16,750 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）	
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1月あたり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
	[令和4年度実績]			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	719,100 円	6 人	9,988 円	
潜水手当 (県の規定に 準ずる)	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	潜水深度の区分に応じ、以下の定める額とする。 20m以下 300円/60分 30m以下 600円/60分 30mを超えるとき 1200円/60分		
		[令和4年度実績] 支給実績なし		

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
評議員	1日につき10,200円	なし	評議員会、理事会、監事会に出席の都度支給
非常勤理事			
非常勤監事			
常勤理事	なし		

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
224,400円	12人	1,558円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	協会独自の給料表から県行政職給料表に移行	初任者層の給料水準の引き上げ並びに協会運営の健全化を図るため

区分	変更後	変更前	変更理由
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和5年4月1日（給料表、勤勉手当）

令和4年4月1日（扶養手当）

(29) 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和4年度）

給 与 費	2,445 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
事務職	大学卒	県の会計年度任用職員等の例に準じ、代表理事が定める。	
	高校卒		

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.03 月分	－ 月分
	12月期	1.03 月分	－ 月分
	計	2.06 月分	－ 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	無	
	〔令和4年度実績〕		
	1人当たりの平均支給額	435,195	円

区 分		内 訳	
退職手当	[支給率] 退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、その額は、掛金の月額と納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 [令和4年度実績] 支給実績なし		
時間外勤務手当	[令和4年度実績] 支給実績なし		
区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当	—	制度なし	
住居手当	—	制度なし	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	自動車を使用する職員で、通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給する。 [令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額 3,700 円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
評議員	1日につき5,100円	なし	会議等出席の都度支給する。
非常勤理事			
非常勤監事			

〔令和4年度実績〕

①常勤役員

支給実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
51,000円	7人	607円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
期末手当	6月 1.03月 12月 1.03月	6月 0.99月 12月 1.07月	県の会計年度任用職員に 準じた改正

(2) 適用日

令和5年4月1日

(30) 鳥取県土地開発公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

給与費	実績なし
-----	------

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給	備考
事務職	大学卒	185,200 円 県職員より4号給下位 (行政職1級25号)
	高校卒	154,600 円 県職員より4号給下位 (行政職1級5号)

5 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.40 月分</td> <td>1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	0.85 月分	12月期	1.20 月分	0.85 月分	計	2.40 月分	1.70 月分			
	区分	期末手当	勤勉手当													
6月期	1.20 月分	0.85 月分														
12月期	1.20 月分	0.85 月分														
計	2.40 月分	1.70 月分														
退職手当 (県の規定に 準ずる)	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.58675 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) * 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、 定年前に早期退職制度により退職する場合には加算があります。</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>	区分	自己都合	早期退職・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分
	区分	自己都合	早期退職・定年													
勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分														
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分														
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分														
勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分														
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	[令和4年度実績] 支給実績なし															

区分	内 容																										
	対象職員	支 給 月 額																									
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給																									
		<table border="0"> <tr> <td>行政職</td> <td>9 級 1 種</td> <td>130,300 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 級 1 種</td> <td>116,700 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 級 2 種</td> <td>94,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 級 2 種</td> <td>88,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 級 3 種</td> <td>70,800 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 級 4 種</td> <td>62,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 級 3 種</td> <td>66,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 級 4 種</td> <td>58,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 級 5 種</td> <td>49,900 円</td> </tr> </table> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>	行政職	9 級 1 種	130,300 円		8 級 1 種	116,700 円		8 級 2 種	94,000 円		7 級 2 種	88,500 円		7 級 3 種	70,800 円		7 級 4 種	62,000 円		6 級 3 種	66,500 円		6 級 4 種	58,200 円	
行政職	9 級 1 種	130,300 円																									
	8 級 1 種	116,700 円																									
	8 級 2 種	94,000 円																									
	7 級 2 種	88,500 円																									
	7 級 3 種	70,800 円																									
	7 級 4 種	62,000 円																									
	6 級 3 種	66,500 円																									
	6 級 4 種	58,200 円																									
	6 級 5 種	49,900 円																									
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり	6,500円 8級：3,500円 9級：支給しない																								
		イ 子	10,000 円																								
		満15歳に達する日後の最初の4月1日か ら満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算																								
		[令和4年度実績] 支給実績なし																									
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給																								
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額																								
		[令和4年度実績] 支給実績なし																									

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1ヶ月当たり2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1ヶ月当たり3,000円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県規定の支給要件に合致しないため制度を設けていない。
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1ヶ月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和4年度実績〕 支給実績なし	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居（配偶者のない職員については子の住居）との間の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。 〔令和4年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	日額 13,810 円	6月期 該当なし 12月期 該当なし	
副理事長	0 円		
理 事	日額 9,900 円		
監 事	日額 9,900 円		監事による監査報酬は1回30,000円

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
97,220 円	3 人	2,701 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 185,200円 高校卒 154,600円	大学卒 182,200円 高校卒 150,600円	給料表の改正に伴う変更
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（勤勉手当）

(31) 公益財団法人鳥取県暴力追放センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	6,930 千円	584 千円	2,405 千円	9,919 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
195,500 円	211,716 円	60 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	理事長が定める「初任給基準表」によるものとし、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高校卒		- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳	
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当
	6月期	1.20 月分
	12月期	1.20 月分
	計	2.40 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無	
	〔令和4年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	2,405,433 円	3 人
		1人当たり平均支給額
		801,811 円
退職手当	〔支給率〕	
	区 分	退 職
	勤続 20 年	21.00 月分
	勤続 25 年	25.80 月分
	勤続 35 年	25.80 月分
	勤続 40 年	25.80 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 無	
	〔令和4年度実績〕	
	支給実績なし	
時間外勤務手当	〔令和4年度実績〕	
	支給実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		イ 子	10,000 円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		〔令和4年度実績〕 1人当たり平均支給月額 6,500 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔令和4年度実績〕 支給実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	制度なし
		エ 駐車料金を負担している場合	①駐車場代の加算 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給 《指定公署》 鳥取商工会議所 (鳥取市本町三丁目201番地) (1月当たり1,000円を上限とする。) ②パークアイランド 制度なし
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	制度なし
	[令和4年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
427,800 円	3 人	11,883 円	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）
制度なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後 (円)	変 更 前 (円)	変 更 理 由
勤勉手当	6月 0.850月	6月 0.775月	県の制度に準じた改正
	12月 0.850月	12月 0.925月	
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和4年4月1日（扶養手当）

令和5年4月1日（勤勉手当）

